明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委四）　一
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　五
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務一六三）　四〇
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働一七〇）　四五
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛一二七、一二八）　四五
〔官庁報告〕
官庁事項
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委六八～七〇）　四九
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四一、四二）　五一
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委四〇、四一）　五三
産　業
日本産業規格（経済産業省）　五四
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　五四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
公文書等の管理に関する国立大学法人富山大学関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　六九
会社その他
会社決算公告　七三

## 規則

### ○個人情報保護委員会規則第四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子